

2021

令和3年度

家畜伝染性疾病サーベイランス年報



農林水産省消費・安全局動物衛生課

令和3年度 家畜伝染性疾病サーベイランス年報

農林水産省消費・安全局動物衛生課



巻頭言

我が国はこれまで、畜産業の振興を図り、国民の食生活を支えるために、数多くの家畜疾病に対応してきました。特に伝染性疾病に対しては、家畜伝染病予防法等の関係法令に基づき、口蹄疫や豚熱、BSE、高病原性鳥インフルエンザのような海外悪性伝染病の侵入・まん延防止を図るとともに、結核やブルセラ症のように長く国内で流行していた疾病の清浄化を達成してきました。

近年では、2018年9月に26年ぶりに我が国に発生した豚熱は、野生イノシシにおける感染を通じて感染地域が拡大し、飼養豚への豚熱ワクチン接種開始以降も散発的に発生が確認されており、引き続きのまん延予防と清浄化に向けて取り組んでいるところです。また、世界的な発生が報告されている高病原性鳥インフルエンザについては、我が国においても渡り鳥の飛来する秋季から春季にかけて発生があり、定期的な農場での検査や野鳥サーベイランスを活用した早期警戒を行なっているところです。このほかにも、ヨーネ病や牛伝染性リンパ腫のように、家畜の生産性の低下を引き起こす疾病への対応も課題となっています。

家畜の伝染性疾病の侵入・まん延を防止し、あるいは国内に存在する家畜の伝染性疾病を適切に制御し清浄化を目指すためには、疾病発生時の適切な通報に加え、平時から病原体の侵入状況を監視し、疾病の発生状況を把握することが重要です。このため、我が国では毎年、サーベイランス計画を作成し、種々の家畜伝染性疾病サーベイランスを実施しています。

この家畜伝染性疾病サーベイランス年報には、国内の家畜の伝染病の発生状況、サーベイランス結果のほか、最近の家畜疾病に関するトピックスを掲載しています。このように我が国の家畜衛生状況をわかりやすい形で公表することは、畜産物輸出を促進する観点からも重要と考えています。この年報が家畜衛生に携わる全ての皆様に活用されることを期待しています。

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
石川 清康

ご利用上の注意

本書は、原則として2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日）に実施された家畜伝染性疾病サーベイランス等についてまとめたものです。疾病発生状況やサーベイランス結果については、年次での報告が求められているものと、年度での報告が求められているものがあるため、本書では、項目に応じ、年度または年次で集計した数値を掲載しています。年次集計の数値については「年」、年度集計の数値については「年度」と明記した上で記載していますので、ご利用の際にはご注意ください。

最新の疾病の発生情報等については農林水産省ホームページもご確認ください。本書内に記載したウェブサイトのURLやQRコードは本書発行時点のものであり、今後変更、削除される場合もあります。









CONTENTS

巻頭言	2
特集1 豚熱への対応	9
特集2 2021～2022年シーズン高病原性鳥インフルエンザ	15
1 家畜伝染病等発生状況	21
2 疾病毎のサーベイランス実施状況	25
2-1 ブルセラ症	25
2-2 結核	26
コラム：我が国の牛のブルセラ症及び結核の清浄化宣言	27
2-3 ヨーネ病	29
2-4 牛海綿状脳症	31
2-5 伝達性海綿状脳症	32
2-6 豚熱	33
2-7 アフリカ豚熱	36
2-8 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	37
2-9 牛のアルボウイルス感染症	38
2-10 その他サーベイランス	42
参考資料	45
1. 法定伝染病一覧	46
2. 届出伝染病一覧	47
3. 日本の家畜衛生体制	49





豚熱への対応

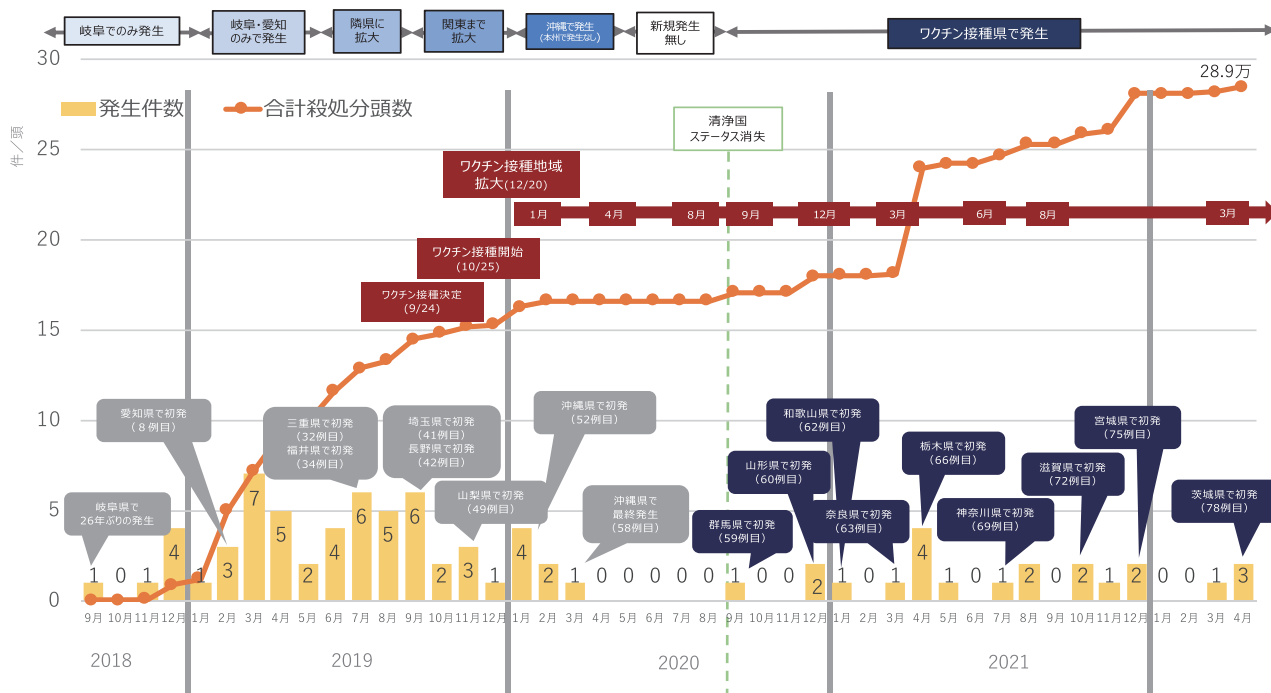
2018 年9月、岐阜県の養豚農場において、我が国では26年ぶりとなる豚熱の発生が確認されました。野生イノシシにおける豚熱感染の拡大に伴い、飼養豚での発生も拡大したことから、2019年3月からは野生イノシシに対する経口ワクチン散布、2019年10月からは対象地域における飼養豚へのワクチン接種を開始しました。ワクチン接種の開始以降も農場での散発的な発生が確認されています。

飼養豚における発生状況

飼養豚では、2020年度末までに、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県の計12県、63事例の飼養豚における発生が報告されていました。2021年度は、新たに栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県で発生があり、2021年度末までの発生は計16県、77事例となりました。

飼養豚への予防的ワクチン接種対象地域は、野生イノシシにおける感染状況や野生イノシシの生息状況等を踏まえ、専門家（牛豚等疾病小委員会）による議論を行なった上で決定されます。2021年度中には、新たに9県が飼養豚への予防的ワクチン接種推奨地域に指定され、北海道と九州地方を除く39都府県においてワクチン接種を実施しています（2021年度末時点）。なお、2021年度中の発生は全てワクチン接種地域内で起こりました。

特1-1図 2018年以降の豚熱発生の経緯



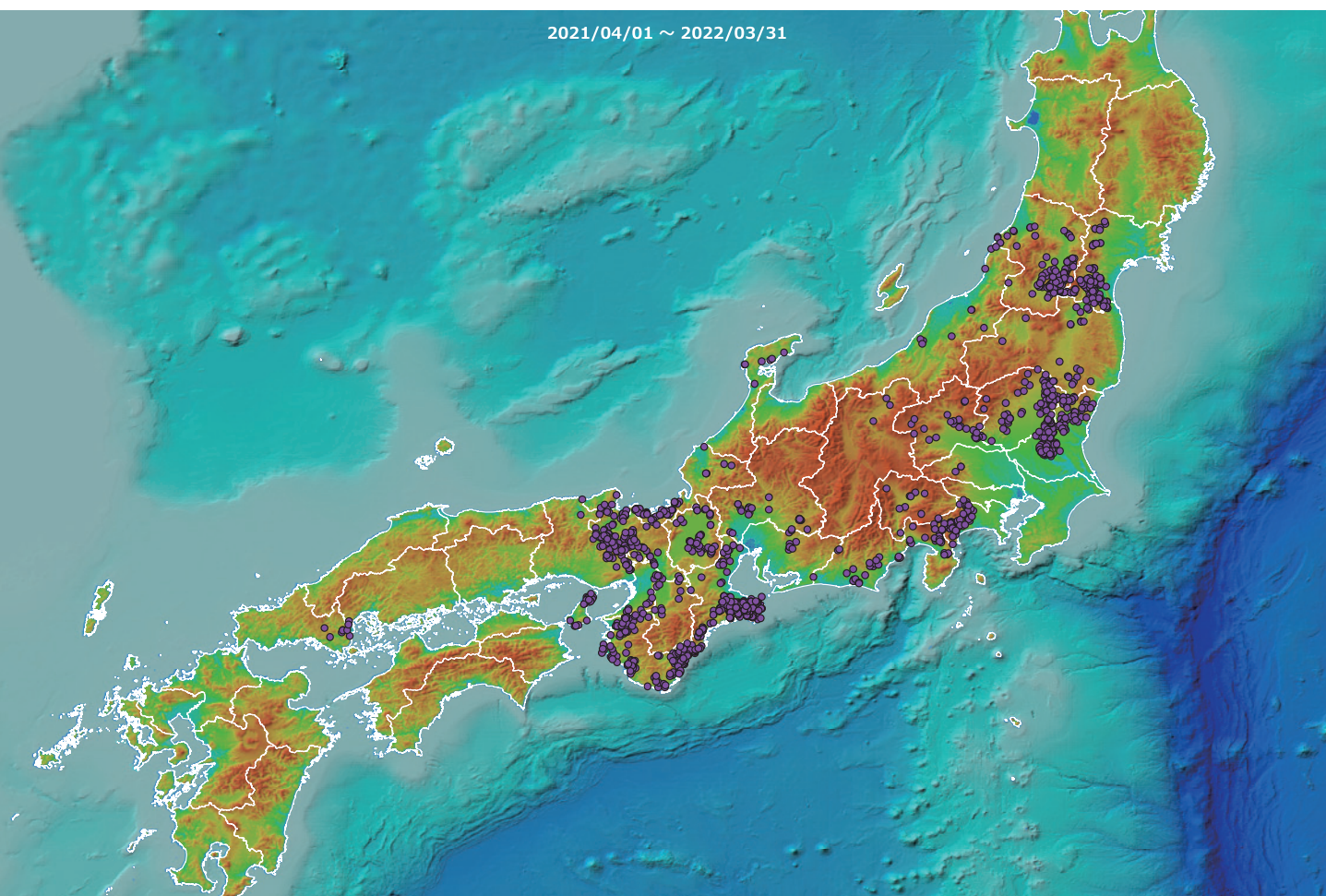
野生イノシシにおける感染状況

発生当初の2018年度には2県のみで確認されていた野生イノシシにおける感染は、2020年度までに24県で確認されていましたが、2021年度にはさらに3県で感染が認められ、2021年度末時点では27都府県で確認されています。

特に、2022年3月には、それまでの本州における野生イノシシ感染地域の最西端は兵庫県でしたが、西に約280kmの距離に位置

する山口県で感染が確認されました。遺伝子解析の結果、山口県内で陽性と確認された野生イノシシのウイルスは、兵庫県など比較的近い場所で見つかっていた感染イノシシに由来するウイルスではなく、およそ500km離れた紀伊半島東部で見つかった感染イノシシに由来するウイルスと最も近縁であることが判明しており、豚熱ウイルスが何らかの人の活動を介して遠隔地に持ち込まれた可能性が懸念されています。

特1-2図 2021年度末時点での野生イノシシにおける豚熱陽性確認地点



背景地図：国土地理院 地理院タイル（色別標高図）
海域部は海上保安庁海洋情報部の資料を使用して作成

野生イノシシにおける感染拡大を受け、2021年度には新たに19県を経口ワクチンの散布対象に追加しました。経口ワクチンについては、散布開始から2021年度末までの間に28都府県で約153万個を散布しています。

また、野生イノシシの密度を減らして感染抑制を図るために、野生イノシシの感染が確認された地域では野生イノシシの捕獲を強化しているところです。

発生の特徴と衛生対策

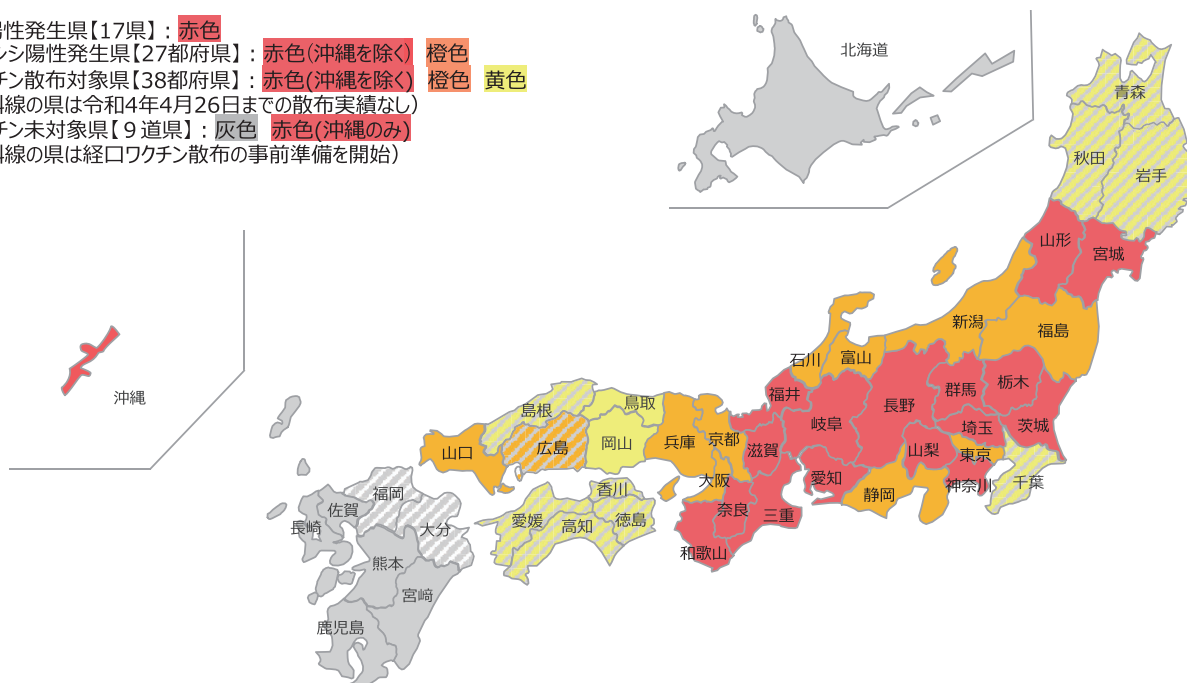
発生に伴って実施された疫学調査の結果、2021年度中の発生（全てワクチン接種地域内）の多くは、離乳舎のワクチン接種前後の豚で発生していました。また多くの事例で、発生農場周辺での野生イノシシの生息が確認されていました。発生農場と感染野

生イノシシに由来するウイルスの全ゲノム情報を比較すると、多くの発生事例において、発生農場由来のウイルスに近縁なウイルスが周辺の野生イノシシから検出されており、農場周辺の野生イノシシ由来のウイルスが何らかの要因で農場内に侵入したと考えられています。

ワクチン接種農場であっても、母豚毎にワクチン接種適期があり、実際のワクチン接種のタイミングとずれが生じることから、必ず農場内には感受性個体が存在します。このため、豚熱感染イノシシが周囲にいる環境において、ワクチン接種のみで飼養豚における感染を防ぐことは困難です。こうした状況を踏まえ、豚飼養農場に対して豚舎への出入り時の消毒などの衛生対策の徹底や、物理的伝搬の要因となる小型動物の侵入防止、農場周辺の樹木の伐採・整理整

特1-3図 2021年度末時点での経口ワクチン散布対象県

飼養豚陽性発生県【17県】：赤色
 野生イノシシ陽性発生県【27都府県】：赤色(沖縄を除く) 橙色
 経口ワクチン散布対象県【38都府県】：赤色(沖縄を除く) 橙色 黄色
 (うち斜線の県は令和4年4月26日までの散布実績なし)
 経口ワクチン未対象県【9道県】：灰色 赤色(沖縄のみ)
 (うち斜線の県は経口ワクチン散布の事前準備を開始)



頓、農場周囲を消毒等により、農場近くにイノシシやウイルスを近づけないような衛生対策が重要です。山林からウイルスを持ち帰ることを防止するために、山に立ち入る山林作業や観光客に対しては、ポスターなどで注意喚起を行なっています。

飼養豚における発生状況や野生イノシシの検査・ワクチン散布状況等、豚熱に関する最新の情報は農林水産省のホームページ上で確認することができます。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/index.html>



特1-4図 ハイカー向け注意喚起ポスター



特1-5図 豚熱感染イノシシ生息エリアの養豚場における衛生対策

豚熱感染イノシシ生息エリアの養豚場における衛生対策のポイント

- 農場周囲の消毒等
 - 農場周囲の餌場となりやすい場所や雑木林などのイノシシが囃る場所の伐採・整理整頓
 - 柵外側の定期的な消毒等により農場にイノシシ・ウイルスを近づけない
 - 農場内へのウイルス侵入を想定した衛生管理区域内の定期的な消毒
- 離乳舎における衛生管理
 - 畜舎内用の①長靴の履き替え②衣服の更衣、③畜舎立ち入り時の手指消毒、④畜舎に持ち込む資材の消毒
 - 畜舎ネズミ等の侵入防止のため、壁や天井の点検及び修繕
- 消毒液濃度及び交換頻度
- 知事認定獣医師の教育
- 山林等に入った際の注意

有機物の存在を前提にした適切な濃度の消毒液、踏込消毒槽は1日1回は交換
ワクチン接種のみならず衛生管理の指導を担えるよう家畜保健衛生所との連携体制を構築
山林からウイルスを持ち帰らないため靴・衣服の土を山で落とし、帰宅後直ちに洗浄



出典：令和3年12月7日 牛豚等疾病小委員会・拡大豚熱疫学調査チーム 群馬県前橋市・桐生市での豚熱発生状況を踏まえた提言



2021-2022年シーズン 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性 鳥インフルエンザは、 日本では、2004年に79

年ぶりに発生が確認されて以来、晩秋から春先にかけて、数年おきに流行を繰り返してきました。

2021年～2022年シーズン（以下「今シーズン」という。）は、2021年11月から2022年5月までに、計12県で計25事例の発生が確認され、計52例の発生が確認された2020年～2021年シーズンに引き続き2年連続の発生となりました。

今シーズンの発生概況

今シーズンは、2021年11月10日の秋田県の採卵鶏農場におけるH5N8亜型ウイルスによる発生を初発として、九州地方から北海道まで全国の12道府県において、計25事例の発生（H5N8亜型及びH5N1亜型）が確認されました。

過去のシーズンでの、最も遅い発生は4月でしたが、今シーズンは、4月以降の発生が8例（全体の32%）あり、最終発生が5月14日と発生シーズンの長期化が見られました（特2-1表、特2-1図）。

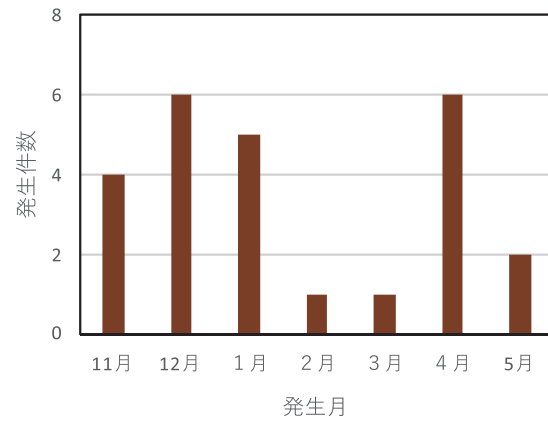
特2-1表 2021-2022シーズンの家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生事例

	地域	疑似患畜判定日	用途	羽数(万羽)	亜型
1	秋田県横手市	11/10	採卵鶏	約14.3	H5N8
2	鹿児島県出水市	11/13	採卵鶏	約3.9	H5N1
3	鹿児島県出水市	11/15	採卵鶏	約1.1	H5N8
4	兵庫県姫路市	11/17	採卵鶏	約15.5	H5N1
5	熊本県南関町	12/3	肉用鶏	約6.7	H5N1
6	千葉県市川市	12/5	あひる(アイガモ)	約0.03	H5N1
7	埼玉県美里町	12/7	採卵鶏	約1.7	H5N1
8	広島県福山市	12/7	採卵鶏	約3.0	H5N1
9	青森県三戸町	12/12	肉用種鶏	約0.7	H5N1
10	愛媛県西条市	12/31	採卵鶏	約13	H5N1
11	愛媛県西条市	1/4	採卵鶏	約8.3	H5N1
12	愛媛県西条市	1/4	採卵鶏	約14.2	H5N1
12関連	愛媛県今治市	1/4	採卵鶏	約0.6	-
13	鹿児島県長島町	1/13	肉用鶏	約5.4	H5N1
13関連	鹿児島県長島町	1/13	肉用鶏	約5.7	-
14	千葉県八街市	1/19	肉用鶏	約6.6	H5N1
15	千葉県匝瑳市	1/26	あひる	約0.17	H5N1
15関連	千葉県匝瑳市	1/26	あひる	約0.12	-
15関連	茨城県かすみがうら市	1/26	あひる	約0.11	-
15関連	埼玉県春日部市	1/26	あひる	約0.14	-
15関連	埼玉県熊谷市	1/26	あひる	約0.04	-
16	岩手県久慈市	2/12	肉用鶏	約4.5	H5N1
17	宮城県石巻市	3/25	肉用種鶏	約3.2	H5N1
18	青森県横浜町	4/8	肉用鶏	約17	H5N1
19	青森県横浜町	4/15	肉用鶏	約11	H5N1
20	北海道白老町	4/16	採卵鶏	約52	H5N1
21	北海道網走市	4/16	だちょう(エミュー)/採卵鶏	約0.05/約0.01	H5N1
22	秋田県大仙市	4/19	採卵鶏	約0.04	H5N1
23	北海道釧路市	4/26	だちょう(エミュー)	約0.01	H5N1
24	岩手県一関市	5/12	だちょう(エミュー)	約0.001	H5N1
25	北海道網走市	5/14	採卵鶏	約0.08	H5N1

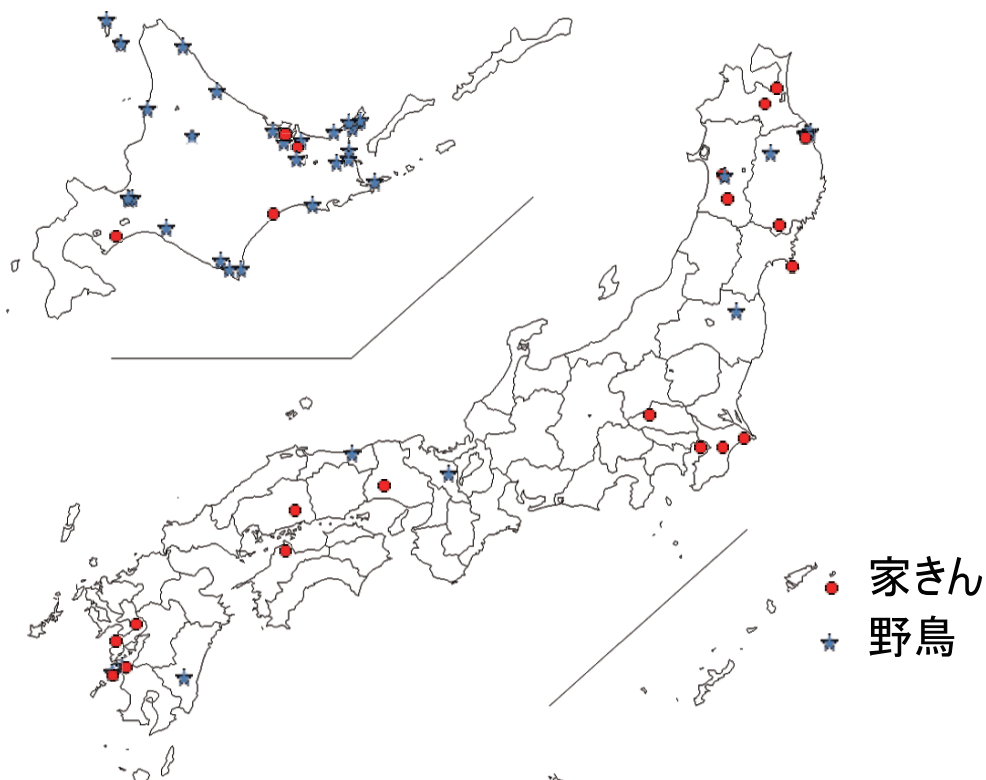
25例のうち、12例（48％）が北海道及び東北地方における発生でした。発生のあった道県については、県内で複数の発生が認められた県もあれば、1例の発生にとどまる県もありました。なお、北陸地方、東海地方での発生はありませんでした。

また、今シーズンは採卵鶏、肉用鶏に加え、あひる農場と、だちょう・エミュー農場における発生も確認されました。

特2-1図 2021-2022年シーズンの月毎の発生件数



特2-2図 2021-2022年シーズン高病原性鳥インフルエンザ確認地点



野鳥における発生状況

今シーズンは、多くの野鳥で本病の感染が確認されました。2021年11月から5月までの間に、全国8道府県の野鳥（13種/98例）、糞便（1例）、ねぐら水などの環境試料（8例）の計107事例の高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型84例、H5N8亜型7例、H5のみ確認16例）検出報告がありました。

ウイルス感染は、渡りによりウイルスを運搬すると考えられているカモ類のほか、猛禽類、カラス類で確認されました。カラス類については、1月から4月にかけて東北北部と北海道でハシブトカラスの感染確認が続き、同一市町内で多数の感染個体が回収されるなど、広範囲の地域で大規模な感染が確認されました。

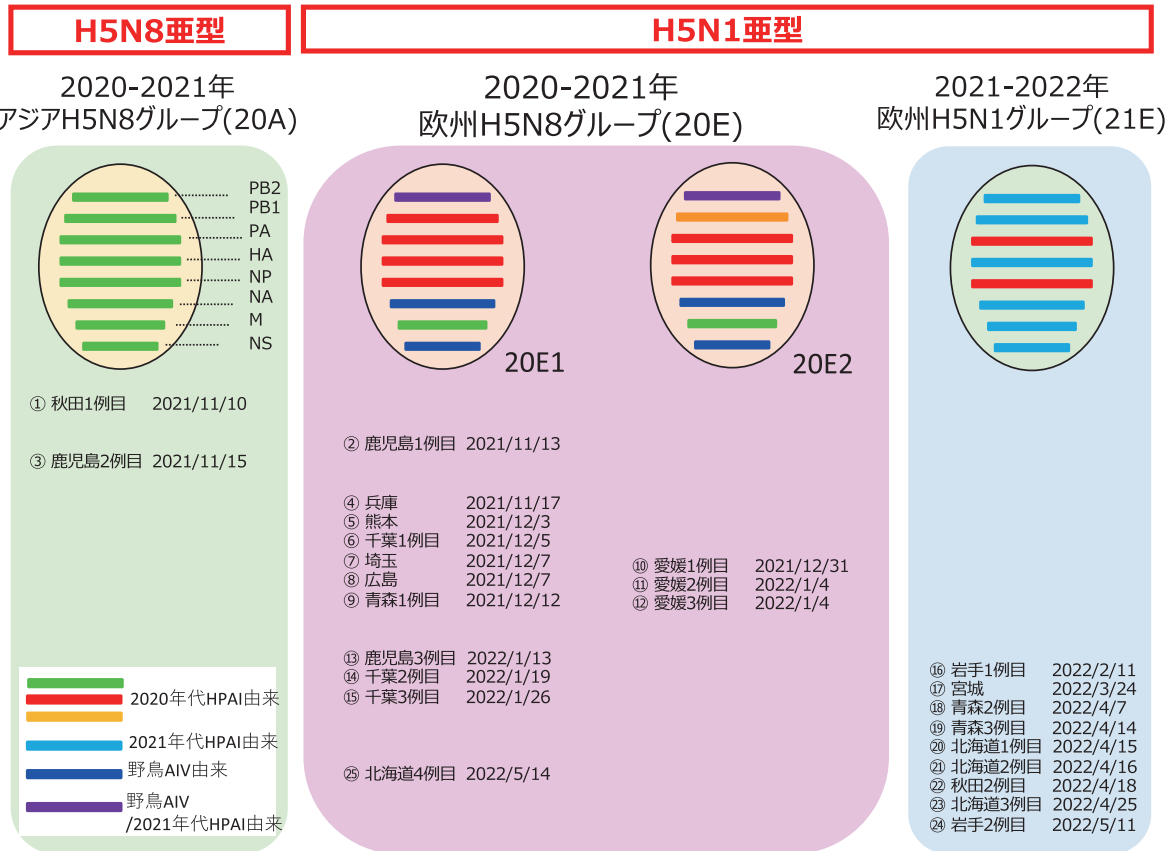
分離されたウイルスの特徴

今シーズンの家さんの発生事例（25事例）から分離された鳥インフルエンザウイルスについて、遺伝子的な特徴を見るために全ゲノム解析を行なったところ、H5N8亜型のウイルスは、2020年から2021年に日本を含むアジア地域で分離されたH5N8亜型のウイルス（2020-2021年アジアH5N8グループ：遺伝子型20A）、H5N1亜型のウイルスは2020年から2021年に欧州地域で分離されたH5N8亜型のウイルス（2020-2021年欧州H5N8グループ：遺伝子型20E）及び2021年から2022年に欧州地域で分離された主にH5N1亜型のウイルス（2021-2022欧州H5N1グループ：遺伝子型21E）の3つのグループに分類されることがわかりました（特2-3図、特2-4図）。さらに、2020-2021欧州H5N8グループの中には2種類の遺伝子再集合ウイルス遺伝子型20E1及び20E2）が含まれることが明らかとなり、遺伝子型としては4種類のウイルスが、国内に飛来する渡り鳥によって国内に侵入したと考えられています。



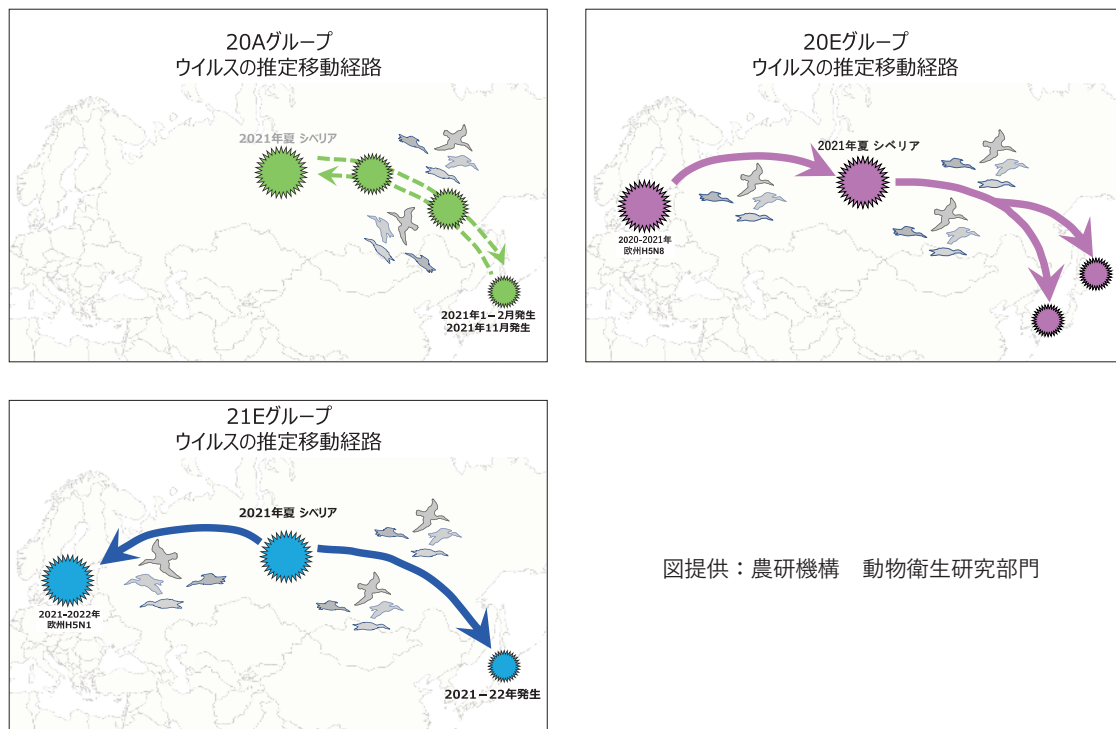
特2-3図

2021年シーズン 8 分節の遺伝子系統樹解析に基づく国内H5N8亜型高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝的多様性



図提供：農研機構 動物衛生研究部門

特2-4図



図提供：農研機構 動物衛生研究部門

国内における防疫対応

高病原性鳥インフルエンザ発生への備えとして、農林水産省は、渡り鳥の飛来が本格化する前に、全国会議、通知等で都道府県、関係団体等に対して発生予防対策と早期発見・早期通報等のまん延防止対策の徹底について呼びかけを行い、それを受けて、都道府県では家きんの所有者に対する注意喚起や、発生に備えた動員・調達計画の策定や防疫資材の確保等を行なうなど、国をあげてシーズン前から防疫体制の構築を進めました。

家きん農場における発生に対しては、関係機関・団体、市町村、自衛隊等が協力して、まん延防止のための迅速な殺処分や汚染物品の処分等の防疫措置を行いました。加えて、迅速な防疫対応を開始できるよう、国立研究開発法人農業・食品産業機構動物

衛生研究部門が、24時間体制で発生県が実施した検査の結果の確認や病原性の評価などのための検査を行いました。また、発生農場には行政及び専門家からなる疫学調査チームが立入り、疫学調査を実施しました。

今シーズンの最終発生は2022年5月14日の北海道の採卵鶏農場でしたが、防疫措置は同15日に完了し、6月6日には本事例を含む全ての移動制限が解除され、6月13日付で国際獣疫事務局（OIE）の陸生動物衛生規約に基づき、日本は高病原性鳥インフルエンザの清浄国への復帰を宣言しました。

高病原性鳥インフルエンザに関する詳細情報は以下もご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>



写真提供：(上)北海道
(右)農研機構 動物衛生研究部門



1

家畜伝染病等発生状況

我が国では、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）において、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等、家畜防疫上特に重要な伝染病28種を「家畜伝染病（以下、「法定伝染病」という。）」、法定伝染病に準ずる重要な伝染病71種を「届出伝染病」として指定し、発生状況を把握しています。

2021年は、法定伝染病のうち、豚熱については前年に引き続き、年間を通じて発生がありました（→特集1参照）。また、高病原性鳥インフルエンザについては、2021-2022年シーズンに計25事例の発生がありました（→特集2参照）。牛海綿状脳症については引き続き清浄性を維持しているほか、アジア地域で発生が継続している口蹄疫やアフリカ豚熱についても、我が国は清浄性

を維持しています。牛の結核、ブルセラ症については、2018年度から3年間の集中サーベイランスにより国内の牛群の清浄性を確認し、清浄化宣言を行いました（→P27コラム参照）。また、法定伝染病のヨーネ病、届出伝染病の牛伝染性リンパ腫については継続的な発生が確認されています。

なお、動物衛生に関する国際機関である国際獣疫事務局（OIE）は、特定の疾病について、加盟国からの申請に応じてステータス認定を行っており、我が国は現在、口蹄疫、牛海綿状脳症（BSE）、アフリカ馬疫のステータスについて清浄国として公式認定を受けています。

主な法定伝染病及び届出伝染病の年次毎の発生状況の推移は1-2表及び1-3表のとおりです。

1-1表 OIEによる特定疾病のステータスの公式認定状況

口蹄疫	ワクチン非接種清浄国(2011年)
BSE	無視できるリスク国(2013年)
アフリカ馬疫	清浄国(2014年)

1-2表 主な法定伝染病の発生状況

(年)

		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
口蹄疫	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性脳炎(豚)	戸数	3	4	6	2	5	0	0	0	1	0
	頭数	15	8	8	3	17	0	0	0	2	0
ブルセラ症(牛)	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結核(牛)	戸数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
ヨーネ病(牛)	戸数	211	294	326	327	315	374	321	380	399	446
	頭数	405	573	783	691	624	817	831	1066	809	957
牛海綿状脳症	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スクレイピー(羊)	戸数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
馬伝染性貧血	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚熱 ^(注)	戸数	0	0	0	0	0	0	5	45	10	15
	頭数	0	0	0	0	0	0	8	102	23	43
アフリカ豚熱	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高病原性鳥インフルエンザ ^(注)	戸数	0	0	4	2	5	5	1	0	33	25
	頭数	0	0	18	13	27	33	8	0	113	152
低病原性鳥インフルエンザ	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニューカッスル病	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腐蛆病	戸数	42	49	57	59	42	30	42	33	39	33
	頭数	127	230	168	130	89	74	135	104	127	110

(注) 頭数は確定診断された数であり、患畜と同じ農場で飼養されていたことなどにより殺処分された頭数は含まない。牛疫、牛肺疫、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、家きんコレラ、家きんサルモネラ症、豚水疱病の期間中の発生はなかった。

1-3表 主な届出伝染病の発生状況

(年)

		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
ブルータング(牛)	戸数	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0
アカバネ病(牛)	戸数	5	7	2	3	2	0	0	0	1	0
	頭数	5	8	2	3	2	0	0	0	1	0
悪性カタル熱	戸数	0	2	1	1	0	0	1	0	1	0
	頭数	0	2	1	1	0	0	1	0	1	0
ランピースキン病	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛ウイルス性下痢	戸数	118	120	134	158	222	221	230	207	148	109
	頭数	189	228	259	310	406	380	382	359	265	235
牛伝染性鼻気管炎	戸数	20	19	19	14	15	13	4	9	5	12
	頭数	288	1006	105	129	648	54	7	44	11	36
牛伝染性リンパ腫	戸数	1446	1680	1683	2023	1998	2227	2323	1944	2075	2179
	頭数	2090	2310	2415	2869	3125	3453	3859	4113	4197	4375
牛流行熱	戸数	5	2	0	11	0	0	0	4	0	0
	頭数	15	2	0	22	0	0	0	7	0	0
牛カンピロバクター症	戸数	1	1	0	1	1	3	1	1	0	0
	頭数	1	1	0	1	1	3	1	1	0	0
トリパノソーマ症(牛)	戸数	1	1	1	0	0	0	1	1	0	0
	頭数	1	1	1	0	0	0	1	1	0	0
馬インフルエンザ	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
馬鼻肺炎	戸数	25	21	19	25	26	18	24	17	19	13
	頭数	48	46	54	42	59	34	31	21	37	18
オーエスキー病	戸数	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0
	頭数	3	0	0	5	0	4	0	0	0	0
伝染性胃腸炎	戸数	1	8	14	0	1	0	0	1	0	2
	頭数	1	70	469	0	63	0	0	4	0	8
PRRS	戸数	34	36	19	34	29	23	27	25	19	18
	頭数	87	157	39	131	82	58	80	58	34	72
豚流行性下痢	戸数	0	44	836	217	87	66	33	137	35	34
	頭数	0	180	3885	1088	420	251	173	764	242	202
鶏伝染性気管支炎	戸数	14	5	13	12	21	25	27	15	25	28
	頭数	538	48	1058	4717	3029	545	153	127	705	1417
鶏伝染性喉頭気管炎	戸数	5	6	4	5	1	10	2	1	7	8
	頭数	10	22	15	21	5	13	8	20	16	27
鳥マイコプラズマ症	戸数	1	5	3	6	16	2	6	7	7	1
	頭数	4	218	14	23	58	8	13	25	28	2
ノゼマ症	戸数	0	3	0	0	5	2	2	3	0	1
	頭数	0	3	0	0	8	2	4	4	0	1



2

疾病毎のサーベイランス実施状況

2-1 ブルセラ症（牛）

ブルセラ症とは

ブルセラ症は、ブルセラ属菌（*Brucella abortus*、*B. melitensis*、*B. suis*）を原因とする牛、山羊、めん羊、豚、水牛、シカ及びイノシシの法定伝染病です。また、本菌はヒトにも感染することから、人獣共通感染症でもあります。妊娠した動物では胎盤炎による流産や死産が特徴で、乳腺炎や関節炎を起こすこともあります。雄では精巣炎や精巣上体炎が起こります。

国内では、2018～2020年度に実施された全国サーベイランスにより飼養牛での清浄性が確認されました。

持サーベイランスが実施されています。スクリーニング検査で陽性となった場合は、本検査を実施して判定を行います。

(1) 輸入牛検査

輸入から1年以上を経過した牛（種付け又は搾乳の用に供するものに限る）が対象。

(2) 種畜検査対象牛検査

種付け又は精液の採取に用いられる家畜の検査（家畜改良増殖法に基づく種畜検査）の対象牛（前年までにサーベイランス検査対象となった牛を除く）。

(3) 流死産サーベイランス

流産または死産した母牛が対象。可能な場合には、流死産した胎子も検査。

サーベイランスの目的と方法

国内の牛群における清浄性が確認されたことから、現在は、輸入牛、種畜検査対象牛及び流死産した牛を対象とした清浄性維

サーベイランス実施状況

2021年度の牛のブルセラ症サーベイランスは、輸入牛1,774頭、種畜検査対象牛1,995頭、流死産母牛のべ363頭が検査され、結果は全て陰性でした。

2-1-1表 牛のブルセラ症発生頭数の推移

	2019 年	2020 年	2021 年
(戸)	0	0	0
(頭)	0	0	0

2-1-2表 2021年度牛のブルセラ症サーベイランス結果

検査対象牛	検査の別	検査頭数	陰性頭数	陽性頭数
輸入牛	スクリーニング検査	1,774	1,774	0
	本検査	0	0	0
種畜検査対象牛	スクリーニング検査	1,995	1,995	0
	本検査	0	0	0
流死産した母牛 ^(注)	スクリーニング検査	363	363	0
	本検査	0	0	0

(注) 輸入牛検査及び種畜検査対象牛検査では、実頭数を記載しているが、流死産サーベイランスでは、年度内に複数回流産や死産をする個体がいるため、のべ頭数を記載している。

2-2 結核（牛）

結核とは

結核は、主にウシ型結核菌(*Mycobacterium bovis*)を原因とする慢性呼吸器感染症で牛、山羊、水牛及びシカの法定伝染病です。ウシ型結核菌は宿主域が広く、ヒトにも感染する人獣共通感染症でもあります。潜伏期間は数カ月から数年に及び、感染動物は病態が進行するまでは特段の臨床症状を示さないことが一般的ですが、進行例では発咳、呼吸困難などの呼吸器症状を示し、全身状態が悪化して死に至ります。

国内では、2018～2020年度に実施された全国サーベイランスにより飼養牛での清浄性が確認されました。

サーベイランスの目的と方法

国内の牛群における清浄性が確認された

ことから、現在は、輸入牛及び種畜検査対象牛を対象とした清浄性維持サーベイランスが実施されています。スクリーニング検査で陽性となった場合は本検査を実施して、判定を行います。

(1) 輸入牛検査

輸入から1年以上を経過した牛（種付け又は搾乳の用に供するものに限る）が対象。

(2) 種畜検査対象牛検査

種付け又は精液の採取に用いられる家畜の検査（家畜改良増殖法に基づく種畜検査）の対象牛（前年までにサーベイランス検査対象となった牛を除く）。

サーベイランス実施状況

2021年度の牛の結核サーベイランスは輸入牛1,759頭、種畜検査対象牛1,995頭が検査され、結果は全て陰性でした。

2-2-1表 牛の結核発生頭数の推移

	2019 年	2020 年	2021 年
(戸)	0	0	0
(頭)	0	0	0

2-2-2表 2021年度牛の結核サーベイランス結果

検査対象牛	検査の別	検査頭数	陰性頭数	疑反応頭数	陽性頭数
輸入牛	スクリーニング検査	1,759	1,759	0	0
	本検査	0	0	0	0
種畜検査対象牛	スクリーニング検査	1,995	1,995	0	0
	本検査	0	0	0	0

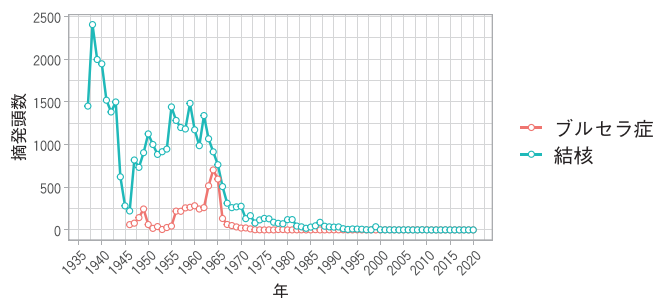


我が国の牛のブルセラ症及び結核の清浄化宣言

国内に おける牛のブルセラ症及び結核については、1960年代までは両疾病とも多くの感染牛が確認されていましたが、家畜伝染病予防法に基づく定期検査による陽性牛の摘発・淘汰によって清浄化が進展してきました。牛のブルセラ症及び結核は、それぞれ2010年及び2014年を最後に新たな発生が確認されず、国内で清浄化された蓋然性が高いと考えられたため、国際獣疫事務局（OIE）が定める陸生動物衛生規約に基づき、2018年4月1日から2021年3月31日までの3年間を実施期間とする、全国的な清浄性確認サーベイランスを実施しました。その結果、3年間のサーベイランスにおいて、牛のブルセラ症及び結核ともに陽性事例は認められませんでした。

農林水産省は、このサーベイランスの結果に加え、牛のブルセラ症及び結核に対すると畜場における検査体制や輸入検疫体制などについて、陸生動物衛生規約に定められている清浄性の基準を充足していることを確認したことから、国際獣疫事務局（OIE）に対して両疾病の清浄化宣言を行いました。両疾病に関する清浄化宣言は、国際獣疫事務局（OIE）のウェブサイト（<https://www.woah.org/en/what-we-offer/self-declared-disease-status/>）で公開されています。

ブルセラ症及び結核の摘発頭数の推移



清浄性確認サーベイランス（2018～2020年度）実施状況

【農場サーベイランス】

対象疾病	検査戸数	検査頭数
結核	3,164	43,357
ブルセラ症	3,167	43,691

【流死産サーベイランス】

対象疾病	検査件数	検査頭数 ^(注)
ブルセラ症	971	969

(注) 検査件数と検査頭数の差は同一個体が2回流産したことによるもの

